

庄内広域水道企業団個人情報保護法施行細則をここに公布する。

令和8年3月16日

庄内広域水道企業団

企業長

庄内広域水道企業団規則第3号

庄内広域水道企業団個人情報保護法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）並びに庄内広域水道企業団個人情報保護法施行条例（令和8年庄内広域水道企業団条例第5号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用負担)

第2条 条例第5条第2項に規定する写しの作成及び送付に要する費用は、別表に定めるとおりとする。

2 前項に規定する費用は、写しを交付する際に徴収する。ただし、送付に要する費用は、前納とする。

(保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における開示の方法)

第3条 法第87条第1項に規定する保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における開示の方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 動画又は音声による情報の電磁的記録 視聴

(2) 前号の情報以外の情報の電磁的記録 記録されている情報を印刷物として出力したもの（以下単に「印刷物」という。）の閲覧又は印刷物の写しの交付

(法に定める書面等の様式)

第4条 法に定める書面等の様式は、次のとおりとする。

法に定める書面等	様式
法第75条第1項の帳簿	個人情報ファイル簿（単票）（様式第1号）
法第77条第1項の書面	保有個人情報開示請求書（様式第2号）
法第82条第1項の書面 （全部開示）	保有個人情報開示決定通知書（様式第3号）

法第 8 2 条第 1 項の書面 (部分開示)	保有個人情報部分開示決定通知書 (様式第 4 号)
法第 8 2 条第 2 項の書面	保有個人情報不開示決定通知書 (様式第 5 号)
法第 8 3 条第 2 項の書面	保有個人情報開示決定等期限延長通知書 (様式第 6 号)
法第 8 4 条の書面	保有個人情報開示決定等期限特例適用通知書 (様式第 7 号)
法第 8 5 条第 1 項の書面	保有個人情報開示請求事案移送通知書 (様式第 8 号)
法第 8 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による通知	保有個人情報開示第三者通知書 (様式第 9 号)
法第 8 6 条第 1 項及び第 2 項の意見書	保有個人情報開示第三者意見書 (様式第 1 0 号)
法第 8 6 条第 3 項の書面	保有個人情報開示決定第三者通知書 (様式第 1 1 号)
法第 8 7 条第 3 項の書面	保有個人情報の開示の実施方法等申出書 (様式第 1 2 号)
法第 9 1 条第 1 項の書面	保有個人情報訂正請求書 (様式第 1 3 号)
法第 9 3 条第 1 項の書面	保有個人情報訂正決定通知書 (様式第 1 4 号)
法第 9 3 条第 2 項の書面	保有個人情報不訂正決定通知書 (様式第 1 5 号)
法第 9 4 条第 2 項の書面	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書 (様式第 1 6 号)
法第 9 5 条の書面	保有個人情報訂正決定等期限特例適用通知書 (様式第 1 7 号)
法第 9 6 条第 1 項の書面	保有個人情報訂正請求事案移送通知書 (様式第 1 8 号)
法第 9 7 条の書面	保有個人情報訂正決定に係る通知書 (様式第 1 9 号)
法第 9 9 条第 1 項の書面	保有個人情報利用停止請求書 (様式第 2 0 号)
法第 1 0 1 条第 1 項の書面	保有個人情報利用停止決定通知書 (様式第 2 1 号)
法第 1 0 1 条第 2 項の書面	保有個人情報不利用停止決定通知書 (様式第 2 2 号)
法第 1 0 2 条第 2 項の書面	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書 (様式第 2 3 号)
法第 1 0 3 条の書面	保有個人情報利用停止決定等期限特例適用通知書 (様式第 2 4 号)
法第 1 0 5 条第 2 項の規定による通知	審査請求に係る諮問通知書 (様式第 2 5 号)

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和8年3月31日までに、水道事業の編入前の鶴岡市個人情報保護法施行細則(令和5年鶴岡市規則第13号)(水道事業に係る部分に限る。)、酒田市個人情報の保護に関する法律等施行規則(令和4年酒田市規則第48号)(水道事業に係る部分に限る。)
又は庄内町個人情報の保護に関する法律施行規則(令和5年庄内町規則第5号)(水道事業に係る部分に限る。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第2条関係)

写しの作成	電子複写機による複写(日本産業規格A列3番以下の用紙を用いたもの)	単色刷り	1枚につき 50円
		多色刷り	1枚につき 100円
	上記以外の複写		当該写しの作成に要した額
写しの送付			郵送に要する額

備考

- 1 用紙の両面に複写されたものについては、片面を1枚として算定する。
- 2 写しの送付に要する費用の納付の方法は、納付書によるものとする。

様式第1号（第4条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		
企業団の機関の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考		

様式第2号（第4条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（企業団の機関）様

住所又は居所

氏名

郵便番号

電話番号

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求する保有個人情報の名称等	
開示請求者の区分	1 本人 2 法定代理人 3 任意代理人
本人の状況等 （法定代理人又は任意代理人 が請求する場合）	・本人の状況 1 未成年（ 年 月 日生） 2 成年被後見人 3 任意代理人委任者 ・本人の住所又は居所 ・本人の氏名
希望する開示の方法	1 窓口における開示の実施を希望する 実施の方法 (1) 閲覧 (2) 視聴 (3) 写しの交付 実施の希望日 年 月 日 2 写しの郵送を希望する

- 「開示請求する保有個人情報の名称等」の欄は、開示請求する保有個人情報が特定できるよう記録されている公文書、個人情報ファイルの名称等をできるだけ詳しく記入してください。
- 「開示請求者の区分」及び「希望する開示の方法」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 「希望する開示の方法」の欄は、「窓口における開示の実施を希望する」又は「写しの郵送を希望する」のいずれか希望する方法の番号を○で囲んでください。窓口で開示の実施を希望する場合には、希望する実施の方法の番号も○で囲んでください。
- 請求の際は、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード等）を提出し、又は提示してください。なお、請求書を送付して請求をする場合は、上記の書類に加えて住民票の写し等を添付してください。
- 法定代理人又は任意代理人が請求する場合には、「本人の状況等」の欄の該当する番号を○で囲み、本人の住所又は居所、本人の氏名を記入の上、その資格を確認できる書類を提出し、又は提示してください。（資格を確認できる書類 法定代理人：戸籍謄本、登記事項証明書等 任意代理人：委任状等）

※ 企業団の機関の記入欄(以下の欄は、記入しないでください。)

本人確認	1 運転免許証 2 健康保険被保険者証 3 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) 4 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 5 その他()
資格確認	1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 委任状 4 その他()
備考	

様式第3号（第4条関係）

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（企業団の機関）印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、次のとおり開示することに決定したので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、企業団を被告として（訴訟において企業団を代表する者は、 となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

開示請求のあった保有個人情報の名称等	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法	
問い合わせ先 (電話番号)	
備考	

様式第4号（第4条関係）

保有個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(企業団の機関)印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、次のとおり部分開示することに決定したので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、企業団を被告として（訴訟において企業団を代表する者は、 となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

開示請求のあった保有個人情報の名称等	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法	
開示しない部分及びその理由	開示しない部分 開示しない理由
問い合わせ先（電話番号）	
備考	

様式第5号（第4条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(企業団の機関)印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、次のとおり開示しないことに決定したので、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、企業団を被告として（訴訟において企業団を代表する者は、 となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

開示請求のあった保有個人情報の名称等	
開示しない理由	
問い合わせ先 (電話番号)	
備考	

様式第6号（第4条関係）

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

(企業団の機関)印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第83条第2項の規定により、次のとおり決定する期限を延長したので、通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、企業団を被告として（訴訟において企業団を代表する者は、 となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

開示請求のあった保有個人情報の名称等	
法第83条第1項の規定による期間	年 月 日まで
延長の理由	
法第83条第2項の規定による延長後の期間	年 月 日まで
問い合わせ先 (電話番号)	
備考	

様式第7号（第4条関係）

保有個人情報開示決定等期限特例適用通知書

第 号
年 月 日

様

（企業団の機関）印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第84条の規定により、次のとおり決定する期限を延長したので、通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、企業団を被告として（訴訟において企業団を代表する者は、 となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

開示請求のあった保有個人情報の名称等	
法第83条第1項の規定による期間	年 月 日まで
法第84条の規定による開示決定等の特例を適用する理由	
保有個人情報のうち相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日まで
残りの開示請求について開示決定等をする期限	年 月 日
問い合わせ先（電話番号）	
備考	

様式第8号（第4条関係）

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

(企業団の機関)印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送したので、通知します。

なお、移送された保有個人情報の開示請求に係る事務については、今後、移送を受けた企業団の機関において執行します。

開示請求のあった保有個人情報の名称等	
移送を受けた企業団の機関 (問い合わせ先) (電話番号)	
移送した年月日	年 月 日
移送した理由	
移送したことについての問い合わせ先 (電話番号)	
備考	

様式第9号（第4条関係）

保有個人情報開示第三者通知書

第 号
年 月 日

様

(企業団の機関)印

個人情報の保護に関する法律に基づき開示の請求がありました保有個人情報に、次のとおり に関する情報が記録されているので、同法第86条第1項(第2項)の規定により、その開示をすることについて意見を求めます。

開示することに意見を述べるときは、別添の保有個人情報開示第三者意見書を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

開示請求のあった保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項の適用区分及びその理由 (同項の適用の場合)	適用区分 1 第1号 2 第2号 (適用理由)
保有個人情報に記録されている に関する 情報の 内容	
意見書の提出期限	年 月 日
問い合わせ先 (電話番号)	
備 考	

指定された日までに保有個人情報開示第三者意見書が提出されない場合は、に関する情報が開示される場合があります。

様式第10号（第4条関係）

保有個人情報開示第三者意見書

年 月 日

（企業団の機関）様

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

郵便番号

電話番号

年 月 日付け 第 号で通知のありました保有個人情報の開示について、次のとおり意見を述べます。

開示請求のあった保有個人情報の名称等	
<p>1 開示されても支障がない。</p> <p>2 開示されると支障がある。 (開示されると支障がある部分)</p> <p>(その理由)</p>	

該当する番号を○で囲み、開示されると支障がある場合は、その部分及び理由を具体的に記入してください。

保有個人情報開示決定第三者通知書

第 号
年 月 日

様

（企業団の機関）印

年 月 日付け 第 号で通知しました に関する情報が記録されている保有個人情報の開示請求については、次のとおり開示の決定をいたしましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により、通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、企業団を被告として（訴訟において企業団を代表する者は、 となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。開示の予定日までに審査請求がないときは、 に関する情報が開示されますので、御承知ください。

開示請求のあった保有個人情報の名称等	
保有個人情報に記録されている に関する情報の内容	
開示決定した理由	
開示決定した日	年 月 日
開示の予定日時	年 月 日 午前 午後 時
問い合わせ先（電話番号）	
備考	

様式第12号（第4条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

（企業団の機関）様

住所又は居所

氏名

郵便番号

電話番号

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

- 1 保有個人情報開示決定通知書（保有個人情報部分開示決定通知書）の番号等

文書番号：

日 付：

- 2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法
	1 窓口における開示 (1) 閲覧 (2) 視聴 (3) 写しの交付 (部分：) (部分：) (部分：)
	2 写しの送付 (部分：)

- 3 窓口における開示を希望する場合の希望日

年 月 日 時

様式第13号（第4条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（企業団の機関）様

住所又は居所

氏名

郵便番号

電話番号

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
訂正請求者の区分	1 本人 2 法定代理人 3 任意代理人
本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合)	・本人の状況 1 未成年(年 月 日生) 2 成年被後見人 3 任意代理人委任者 ・本人の住所又は居所 ・本人の氏名

- 「訂正請求の趣旨及び理由」の欄は、どのように訂正を求めるのか簡潔に記入してください。
- 「訂正請求者の区分」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 請求の際は、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード等)を提出し、又は提示してください。なお、請求書を送付して請求をする場合は、上記の書類に加えて住民票の写し等を添付してください。
- 法定代理人又は任意代理人が請求する場合には、「本人の状況等」の欄の該当する番号を○で囲み、本人の住所又は居所、本人の氏名を記入の上、その資格を確認できる書類を提出し、又は提示してください。(資格を確認できる書類 法定代理人: 戸籍謄本、登記事項証明書等 任意代理人: 委任状等)

※ 企業団の機関の記入欄(以下の欄は、記入しないでください。)

本人確認	1 運転免許証 2 健康保険被保険者証 3 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) 4 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 5 その他()
資格確認	1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 委任状 4 その他()
備考	

様式第14号（第4条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

（企業団の機関）印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正することに決定したので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、企業団を被告として（訴訟において企業団を代表する者は、 となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

訂正請求のあった保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正する内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
問い合わせ先 (電話番号)	
備考	

様式第15号（第4条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

（企業団の機関）印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正しないことに決定したので、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、企業団を被告として（訴訟において企業団を代表する者は、 となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

訂正請求のあった保有個人情報の名称等	
訂正しない理由	
問い合わせ先 （電話番号）	
備 考	

様式第16号（第4条関係）

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

（企業団の機関）

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり決定する期限を延長したので、通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、企業団を被告として（訴訟において企業団を代表する者は、 となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

訂正請求のあった保有個人情報の名称等	
法第94条第1項の規定による期間	年 月 日まで
延長の理由	
法第94条第2項の規定による延長後の期間	年 月 日まで
問い合わせ先（電話番号）	
備考	

様式第17号（第4条関係）

保有個人情報訂正決定等期限特例適用通知書

第 号
年 月 日

様

（企業団の機関）印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり決定する期限を延長したので、通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、企業団を被告として（訴訟において企業団を代表する者は、 となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

訂正請求のあった保有個人情報の名称等	
法第94条第1項の規定による期間	年 月 日まで
法第95条の規定による訂正決定等の特例を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
問い合わせ先（電話番号）	
備考	

様式第18号（第4条関係）

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

（企業団の機関）印

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり移送したので、通知します。

なお、移送された保有個人情報の訂正請求に係る事務については、今後、移送を受けた企業団の機関において執行します。

訂正請求のあった保有個人情報の名称等	
移送を受けた企業団の機関（問い合わせ先） （電話番号）	
移送した年月日	年 月 日
移送した理由	
移送したことについての問い合わせ先 （電話番号）	
備考	

様式第19号（第4条関係）

保有個人情報訂正決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

（企業団の機関）印

に提供した保有個人情報について、次のとおり訂正することにしましたので、個人情報の保護に関する法律97条の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正する内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
備考	

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（企業団の機関）様

住所又は居所

氏名

郵便番号

電話番号

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) 1 第1号該当 → (1) 利用の停止 (2) 消去 2 第2号該当 → 提供の停止 (理由)
利用停止請求者の区分	1 本人 2 法定代理人 3 任意代理人
本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合)	・本人の状況 1 未成年(年 月 日) 2 成年被後見人 3 任意代理人委任者 ・本人の住所又は居所 ・本人の氏名

- 「利用停止請求の趣旨及び理由」の欄は、該当する番号を○で囲んで、その趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記入してください。
- 「利用停止請求者の区分」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 請求の際は、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード等)を提出し、又は提示してください。なお、請求書を送付して請求をする場合は、上記の書類に加えて住民票の写し等を添付してください。
- 法定代理人又は委任代理人が請求する場合には、「本人の状況等」の欄の該当する番号を○で囲み、本人の住所又は居所、本人の氏名を記入の上、その資格を確認できる書類を提出し、又は提示してください。(資格を確認できる書類 法定代理人：戸籍謄本、登記事項証明書等 任意代理人：委任状等)

※ 企業団の機関の記入欄(以下の欄は、記入しないでください。)

本人確認	1 運転免許証 2 健康保険被保険者証 3 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) 4 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 5 その他()
資格確認	1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 委任状 4 その他()
備考	

様式第21号（第4条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

（企業団の機関）印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、次のとおり利用停止することに決定したので、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、企業団を被告として（訴訟において企業団を代表する者は、 となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

利用停止請求のあった保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止する内容及び理由	(利用停止の内容) (利用停止の理由)
問い合わせ先 (電話番号)	
備考	

様式第22号（第4条関係）

保有個人情報不利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

（企業団の機関）印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、次のとおり利用停止しないことに決定したので、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、企業団を被告として（訴訟において企業団を代表する者は、 となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

利用停止請求のあった 保有個人情報の名称等	
利用停止しない理由	
問 い 合 わ せ 先 （ 電 話 番 号 ）	
備 考	

様式第23号（第4条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

（企業団の機関）

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり決定する期限を延長したので、通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、企業団を被告として（訴訟において企業団を代表する者は、 となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

利用停止請求のあった保有個人情報の名称等	
法第102条第1項の規定による期間	年 月 日まで
延長の理由	
法第102条第2項の規定による延長後の期間	年 月 日まで
問い合わせ先（電話番号）	
備考	

様式第24号（第4条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限特例適用通知書

第 号
年 月 日

様

（企業団の機関）印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定を適用し、次のとおり決定する期限を延長したので、通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、企業団を被告として（訴訟において企業団を代表する者は、 となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

利用停止請求のあった保有個人情報の名称等	
法第102条第1項の規定による期間	年 月 日まで
法第103条の規定による利用停止決定等の特例を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
問い合わせ先（電話番号）	
備考	

様式第25号（第4条関係）

審査請求に係る諮問通知書

第 号
年 月 日

様

（諮問庁）印

開示決定等
訂正決定等に対する審査
利用停止決定等
個人情報保護に関する法律に基づく保有個人情報の
請求について、同法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり庄内広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会に諮問をいたしましたので、同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
決定等の内容	
審査請求の年月日	年 月 日
審査請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
諮問をした年月日	年 月 日
問い合わせ先 (電話番号)	
備 考	